

# 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置について

対象期間が令和5年3月31日まで延長されます。

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、働く妊婦の方は、職場の作業内容等によって、新型コロナウイルス感染症への感染について不安やストレスを抱える場合があります。

こうした方の母性健康管理を適切に図ることができるよう、男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理上の措置として、新型コロナウイルス感染症に関する措置を新たに規定しました。



## ▶▶母性健康管理措置とは

- 男女雇用機会均等法により、妊娠中・出産後1年以内の女性労働者が保健指導・健康診査の際に主治医や助産師から指導を受け、事業主に申し出た場合、その指導事項を守ることができるようするために必要な措置を講じることが事業主に義務付けられています。

## ▶▶新型コロナウイルス感染症に関する措置について

- 妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業等における新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、主治医や助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主は、この指導に基づいて必要な措置を講じなければなりません。

- 本措置の対象期間は、令和2年5月7日～令和5年3月31日です。

指導の例：感染のおそれが低い作業への転換又は出勤の制限（在宅勤務・休業）

主治医等から指導があった場合、指導事項を的確に伝えるため母性健康管理指導事項連絡カード（母健連絡カード）を書いてもらい、事業主に提出しましょう。

**事業主は母健連絡カードに記載された  
主治医等の指導に基づき、適切な措置を講じなければなりません。**

母性健康管理措置には、他にも、以下のような措置があります。

- 妊娠中の通勤緩和
- 妊娠中の休憩に関する措置
- 妊娠中又は出産後の症状等に関する措置（作業の制限、勤務時間の短縮、休業等）

このほか、妊娠中の女性労働者は、時間外、休日労働、深夜業の制限等について、主治医等からの指導がなくても請求できます（労働基準法）。

働く女性の妊娠・出産をサポートするサイト  
「女性にやさしい職場づくりナビ」

<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/>



職場における妊娠中の女性労働者等への配慮について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11067.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11067.html)



# 新型コロナウィルス感染症に関する母健連絡カードの活用方法

母健連絡カードは、厚生労働省ホームページや「女性にやさしい職場づくりナビ」からダウンロードできます。

また、ほとんどの母子健康手帳にも様式が記載されています。

①  
保健指導・健康診査を受ける

主治医等  
(健康診査等を行う医師、助産師)

②  
母健連絡カードに指導事項を記載する

妊娠中・出産後1年以内の女性労働者

(表) 母性健康管理指導事項連絡カード	
事業主 殿	年月日
医療機関名 _____	
医師等氏名 _____	
下記の1の者は、健康診査及び保健指導の結果、下記2~4の措置を講ずることが必要であると認めます。	
記	
1. 氏名 等	妊娠週数 過 分娩予定日 年月日
2. 指導事項 症状等(該する症状等に○で囲んでください。)	
■ つわり、妊娠悪阻、貧血、めまい、立ちくらみ、腹部緊張感、子宫痛、腹痛、性器出血、腰痛、痔、静脈瘤、浮腫、手や手首の痛み、糖尿病、排卵痛、残尿感、全員倦怠感、動悸、頭痛、血圧の上昇、蛋白尿、妊娠糖尿病、赤ちゃん(胎児)が活動に比べ小さい、多胎妊娠(胎)、後体位が悪い、妊娠中・産後の不安・不眠・落ち込まないなど、合併症等( )	
3. 指導事項(該する指導事項等に○で囲めてください。)	
標準措置	指導事項
休業	入院加療
自宅療養	
勤務時間の制限	
身体的負担の大きい作業(主)	
長時間の立作業	
同一姿勢を強制される作業	
座に負担のかかる作業	
寒い環境での作業	
長時間作業を繰ることのできない作業	
スレース・緊張を多く感じる作業	
注)「産後の疲労の大きい作業」の中、「主」を定めた作業について剖面の必要な場合等は、指導事項等に○で囲む上で、具体的な作業を記入して下さい。	
4. 「産後の疲労の大きい作業」の中には別斜線等が、また、「指導事項を守るために必要な措置等」の欄には女性労働者が記入する欄があります。	
5. 指導事項に関する具体的な内容、標準措置以外の必要な措置等の特記事項	
6. その他の指導事項(該する必要がある場合は○で囲めてください。)	
妊娠中の過勤緩和の措置(在宅勤務を含む。)	
妊娠中の休憩に関する措置	
指導事項を守るための措置申請書	
年月日	
セイ	姓
氏名	
職	

③  
母健連絡カードを提出し、措置を申し出る

産業医  
産業保健  
スタッフ等

相談  
助言

人事労務担当者  
管理者等

企業  
(事業主)

④  
指導事項に基づき、必要な措置を講じる

措置の具体的な内容は、産業医等の助言に基づき、女性労働者と話し合って定めることが望ましいものです。

表

新型コロナウィルス感染症に関する母性健康管理措置が必要な場合には、主治医等がカード表面の「特記事項」の欄に指導内容を記入します。

(記入例)

新型コロナウィルス感染症の感染のおそれの低い作業への転換又は出勤の制限(在宅勤務・休業)の措置を講じること。

裏面には「症状等に対して考えられる措置の例」を記載しています。  
参考にしてください。



- 男女雇用機会均等法により、母性健康管理措置を求めたことやこれを受けたことを理由とする解雇等不利益取扱いは禁止されています。
- また、職場におけるいわゆるマタニティハラスメントには、母性健康管理措置を求めたことやこれを受けたこと等を理由とするものも含まれ、事業主にはこれを防止するための措置を講じることが義務付けられています。
- 母性健康管理措置を講じてもらえない等の御相談は、以下へお願いします。

新型コロナウィルス感染症に関する母性健康管理措置に関する相談窓口

[https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaianai/roudoukyoku/index\\_00004.htm](https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaianai/roudoukyoku/index_00004.htm)



(表)  
母性健康管理指導事項連絡カード

年 月 日

事業主 殿

医療機関等名 \_\_\_\_\_

医 師 等 氏 名 \_\_\_\_\_

下記の1の者は、健康診査及び保健指導の結果、下記2~4の措置を講ずることが必要であると認めます。

記

1. 氏名 等

氏名		妊娠週数	週	分娩予定日	年 月 日
----	--	------	---	-------	-------

2. 指導事項

症状等(該当する症状等を○で囲んでください。)

措置が必要となる症状等	
つわり、妊娠悪阻、貧血、めまい・立ちくらみ、 腹部緊満感、子宮収縮、腹痛、性器出血、 腰痛、痔、静脈瘤、浮腫、手や手首の痛み、 頻尿、排尿時痛、残尿感、全身倦怠感、動悸、 頭痛、血圧の上昇、蛋白尿、妊娠糖尿病、 赤ちゃん(胎児)が週数に比べ小さい、 多胎妊娠( 胎)、産後体調が悪い、 妊娠中・産後の不安・不眠・落ち着かないなど、 合併症等( )	

指導事項(該当する指導事項欄に○を付けてください。)

標準措置		指導事項
休業	入院加療 自宅療養	
	勤務時間の短縮	
作業の制限		
	身体的負担の大きい作業(注) 長時間の立作業 同一姿勢を強制される作業 腰に負担のかかる作業 寒い場所での作業 長時間作業場を離れることのできない作業	
	ストレス・緊張を多く感じる作業	

(注) 「身体的負担の大きい作業」のうち、特定の作業について制限の必要がある場合には、指導事項欄に○を付けた上で、具体的な作業を○で囲んでください。

標準措置に関する具体的内容、標準措置以外の必要な措置等の特記事項

--	--

3. 上記2の措置が必要な期間

(当面の予定期間に○を付けてください。)

1週間( 月 日 ~ 月 日)	
2週間( 月 日 ~ 月 日)	
4週間( 月 日 ~ 月 日)	
その他( 月 日 ~ 月 日)	

4. その他の指導事項

(措置が必要である場合は○を付けてください。)

妊娠中の通勤緩和の措置 (在宅勤務を含む。)	
妊娠中の休憩に関する措置	

指導事項を守るための措置申請書

年 月 日

上記のとおり、医師等の指導事項に基づく措置を申請します。

所属 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

事業主 殿

## (裏)

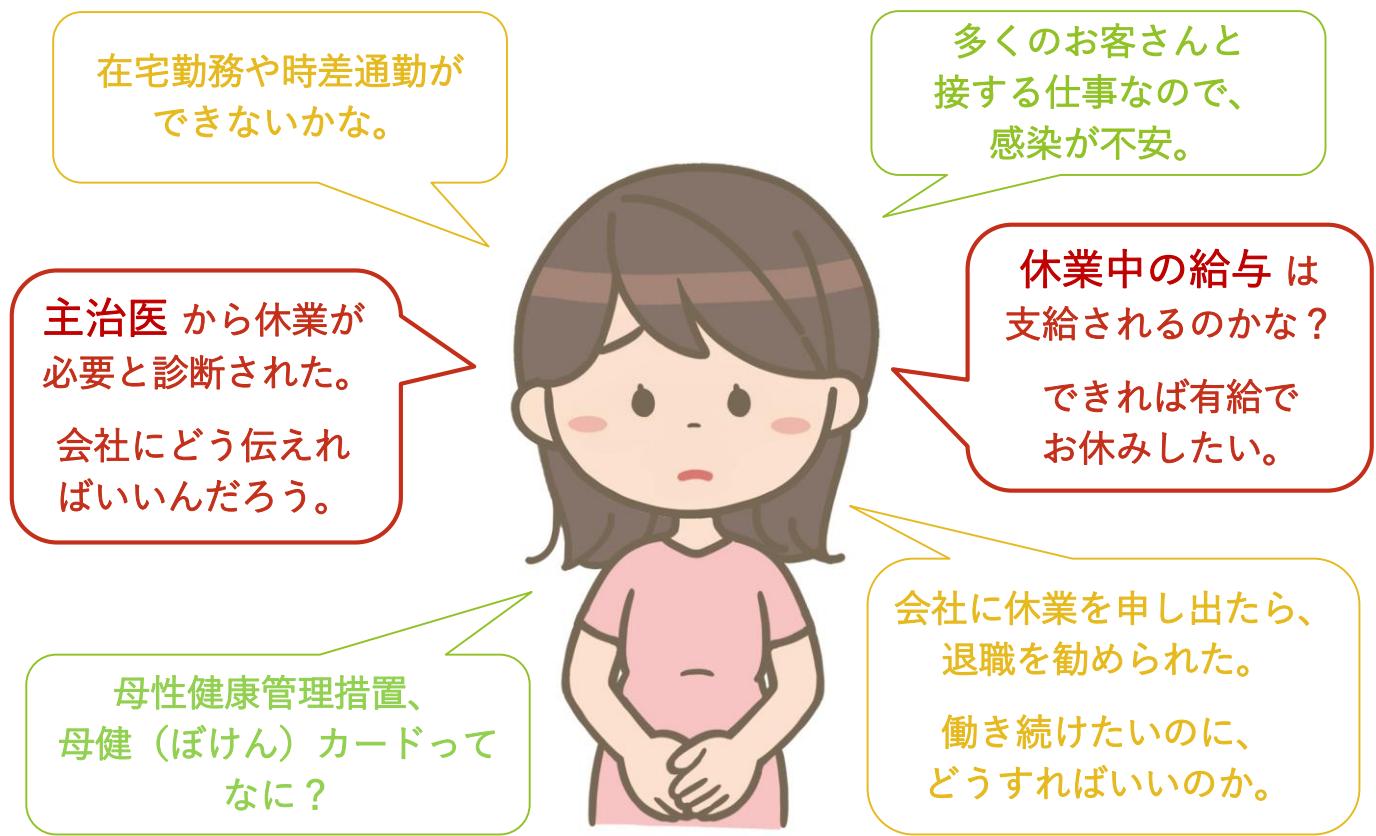
## (参考)症状等に対して考えられる措置の例

症状名等	措置の例
つわり、妊娠悪阻	休業(入院加療)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業(長時間作業場を離れることのできない作業)の制限、においがきつい・換気が悪い・高温多湿などのつわり症状を増悪させる環境における作業の制限、通勤緩和、休憩の配慮 など
貧血、めまい・立ちくらみ	勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業(高所や不安定な足場での作業)の制限、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限、通勤緩和、休憩の配慮 など
腹部緊満感、子宮収縮	休業(入院加療・自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業(長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業、長時間作業場所を離れることのできない作業)の制限、通勤緩和、休憩の配慮 など
腹痛	休業(入院加療)、疾患名に応じた主治医等からの具体的な措置 など
性器出血	休業(入院加療)、疾患名に応じた主治医等からの具体的な措置 など
腰痛	休業(自宅療養)、身体的に負担の大きい作業(長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業、腰に負担のかかる作業) の制限 など
痔	身体的負担の大きい作業(長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業)の制限、休憩の配慮 など
静脈瘤	勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業(長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業)の制限、休憩の配慮 など
浮腫	勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業(長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業)の制限、休憩の配慮 など
手や手首の痛み	身体的負担の大きい作業(同一姿勢を強制される作業)の制限、休憩の配慮 など
頻尿、排尿時痛、残尿感	休業(入院加療・自宅療養)、身体的負担の大きい作業(寒い場所での作業、長時間作業場を離れることのできない作業)の制限、休憩の配慮 など
全身倦怠感	休業(入院加療・自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業の制限、休憩の配慮、疾患名に応じた主治医等からの具体的な措置 など
動悸	休業(入院加療・自宅療養)、身体的負担の大きい作業の制限、疾患名に応じた主治医等からの具体的な措置 など
頭痛	休業(入院加療・自宅療養)、身体的負担の大きい作業の制限、疾患名に応じた主治医等からの具体的な措置 など
血圧の上昇	休業(入院加療・自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業の制限、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限、疾患名に応じた主治医等からの具体的な措置 など
蛋白尿	休業(入院加療・自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業の制限、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限 など
妊娠糖尿病	休業(入院加療・自宅療養)、疾患名に応じた主治医等からの具体的な措置(インスリン治療中等への配慮) など
赤ちゃん(胎児)が週数に比べ小さい	休業(入院加療・自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業の制限、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限、通勤緩和、休憩の配慮 など
多胎妊娠 (　胎)	休業(入院加療・自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業の制限、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限、通勤緩和、休憩の配慮 など
産後体調が悪い	休業(自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業の制限、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限、通勤緩和、休憩の配慮 など
妊娠中・産後の不安・不眠・落ちつかないなど	休業(入院加療・自宅療養)、勤務時間の短縮、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限、通勤緩和、休憩の配慮 など
合併症等 (自由記載)	疾患名に応じた主治医等からの具体的な措置、もしくは上記の症状名等から参照できる措置 など

## 新型コロナウイルス感染症についてお困りの方は

## 「母性健康管理措置等に係る特別相談窓口」にご相談ください！

新型コロナウイルス感染症への感染について、不安やストレスを感じたり、通勤や働き方でお悩み、お困りの妊婦の方は、「母性健康管理措置等に係る特別相談窓口」にご相談ください。



## ▶▶母性健康管理措置等に係る特別相談窓口

働く妊婦の皆さまへの具体的な支援の内容は、裏面に！ ▶▶▶

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-3512-1611	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京都	075-241-0504	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-8940	高知	088-885-6027
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2740	兵庫	078-367-0820	福岡	092-411-4894
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2851	鳥取	0857-29-1709	熊本	096-352-3865
茨城	029-277-8295	長野	026-223-0551	島根	0852-31-1161	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-225-2017	宮崎	0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静岡	054-252-5310	広島	082-221-9247	鹿児島	099-223-8239
埼玉	048-600-6210	愛知	052-857-0312	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4380
千葉	043-221-2307	三重	059-226-2318	徳島	088-652-2718		

相談は無料です。匿名でも大丈夫です。プライバシーは厳守されるのでご安心ください。

受付時間 8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）



●ご存知ですか。働く妊婦の方のための男女雇用機会均等法●

新型コロナウイルス感染症に関しては、**感染のおそれによる心理的なストレスが母体の健康に影響することが考えられ、医師等の指導を受けたら、企業に申し出て、次のような措置が受けられます。**

※新型コロナウイルスに関する措置の対象期間は、令和5年3月31日までです。

作業の制限／在宅勤務／休業／時差通勤／勤務時間の短縮 等

**！ 妊娠・出産や上記の措置を求めたこと等を理由とする次のような不利益取扱いは禁止されています。**

解雇／退職の強要／契約更新がされない／正社員からパートへの転換強要 等

!  
新型コロナウイルス感染症に関する措置として、**妊婦の方が休業する場合、有給の休暇制度を整備して与えた企業に対する助成金**があります。妊婦の方が安心して休暇を取得し、出産後も活躍できる職場環境を整備するものです。

詳しくは、表面の特別相談窓口にお気軽にお電話ください !!▶▶▶

衣

		(表) 母性健康管理指導事項連絡カード		年 月 日
主婦		医療機関名 医師名 看護師名		
下記の1の者は、健診報告及び保健指導の結果、上記2~4の手帳を購入が必要であるとします。 是				
1. 手帳名		月次定期		月次定期券
2. 診療項目		妊娠管理(妊娠中の定期健診等)		産科手帳
3. 健康状態(妊娠中の定期健診等)				
・つわり、妊娠感覚、貧血、尿に泡立ち、くちばし ・腹痛感覚、子宮敏感、性交感覚 ・腰痛感覚、骨盤痛、下腹痛、腰痛の有無 ・尿量、排便回数、排尿感覚、尿不尽感感覚、排尿困難 ・足の上昇感、足白、脚筋肉拘張感覚 ・足らり感覚(歩行時に比べて速い) ・多汗傾向(一時、体温調節が悪い) 妊娠中に「夜尿の不ぞ」「落書きかないなど」 ・合併症等)				
4. 上記の手帳が必ず持続期間(定期券は1ヶ月間)				
1週間(月 日 ~ 月 日) 2週間(月 日 ~ 月 日) 4週間(月 日 ~ 月 日) その他(月 日 ~ 月 日)				
5. 授乳指導を受けるための指導申請書 上記のとおり、医師様の指示本式に基づき作成申されました。 医師 氏名				
6. お問い合わせ等				
この連絡カードは、お子様の出生後1ヶ月以内に提出して下さい。また、お子様の出生後1ヶ月以内に提出しない場合は、お子様の出生後1ヶ月以内に提出して下さい。				



母健連絡カード（母性健康管理指導事項連絡カード）は、厚生労働省ホームページや「女性にやさしい職場づくりナビ」からダウンロードできます。また、ほとんどの母子健康手帳にも様式が記載されています。



#### ▲職場における妊娠中の女性 労働者等への配慮について (厚生労働省HP)

## ▲女性にやさしい 職場づくりナビ